

審査ニュース 133号

請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例についてV

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、前回に引き続き請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」についてご紹介します。よく見かける簡単な算定ミスと、間違いやすい算定ミスを取り上げてみました。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

用法の不備・間違いによる返戻・査定事例について

文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審 請求どおりと解釈されるもの。

返戻 請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定 誤請求と解釈されるもの。

・審査ニュース・

処方 . 1 (用法の不備・間違いによる返戻事例)

アムロジン錠5mg 1錠
 【内服】1日1回朝食後 28日分
 ジャヌビア錠100mg 1錠
 【内服】1日1回夕食後 28日分
 アマリール3mg錠 1錠
 【内服】1日1回朝 28日分

再審査対象レセプト 薬価については改定前薬価

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・5	2・5	アムロジン錠5mg 1錠 【内服】1日1回朝食後	6	28	81	168	
2	1	2・5	2・5	ジャヌビア錠100mg 1錠 【内服】1日1回夕食後	25	28	81	700	
3	1	2・5	2・5	アマリール3mg錠 1錠 【内服】1日1回朝	4	28	81	112	
摘要									

【再審査における保険者からの疑義】

添付文書においてアマリール3mg錠の用法は「1日1~2回朝または朝夕、食前または食後に経口投与する」とあります。
朝または朝夕のみの用法で服用時点の指示は必要ないのでしょうか。

【再審査の結果】

アマリール3mg錠の用法、服用時点が不備のため調剤料算定の判断ができず返戻。
このケースはアマリール3mg錠添付文書の用法用量について読み間違いをしていると考えられます。
朝食後であれば処方No.1と同一の服用時点となり調剤料81点は査定されますが、朝食前であれば81点はそのまま算定可能です。
食事を目安とする服用時点は「食前」「食後」「食間」の3区分しかありません。

処方 . 2 (用法の不備・間違いによる査定事例)

ラキソベロン内用液0.75% 1ml
 【内服】1日1回就寝前 10日分
 テレミンソフト坐薬10mg 5個
 【外用】便秘時に肛門へ挿入
 ヒルドイドソフト軟膏0.3% 75g
 【外用】1日2回 下腿へ塗布

再審査対象レセプト 薬価については改定前薬価

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・5	2・5	ラキソベロン内用液0.75% 1ml 10ml 【内服】【内滴】1日1回就寝前	29 3	1 10	10 47	29 30	
2	1	2・5	2・5	テレミンソフト坐薬10mg 【外用】便秘時に肛門へ挿入	11	1	10	11	
3	1	2・5	2・5	ヒルドイドソフト軟膏0.3% 【外用】1日2回下腿へ塗布	208	1	10	208	
摘要									

用法も審査員により修正

【再審査における保険者からの疑義】

用法・用量は「就寝前 1ml」です〔1ml = 15滴〕
 ラキソベロン内用液は用量に関わらず内滴（10点）の算定ではないでしょうか。
 内服薬として調剤料47点の算定はいかがでしょうか。
 また、記載方法はレセプトのとおり1回の用量 × 投与日数でも正しいのでしょうか。

【再審査の結果】

ラキソベロン内用液0.75%の調剤料47点を内服用滴剤として10点へ査定。調剤数量を1とし、薬剤料も全量に変更。
 ラキソベロン内用液0.75%の調剤料は内服用滴剤として算定する事となっており内服薬としての調剤料は算定できません。
 内服用滴剤は、内服薬調剤料を算定する際の剤数には含めません。よって、内服薬調剤料の3剤までとは別に算定できます。

・審査ニュース・

処方 . 3 (用法の不備・間違いによる査定事例)

ソラナックス0.4mg錠 2錠
 【内服】1日2回朝夕食後 14日分
 マーズレンS配合顆粒 1.5g
 【内服】1日3回毎食後 14日分
 アクトネル錠17.5mg 2錠
 【屯服】医師の指示通り(1回1錠服用)

再審査対象レセプト 薬価については改定前薬価

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	10・5	10・5	ソラナックス0.4mg錠 1錠 【内服】1日2回朝夕食後	2	14	63	28	
2	1	10・5	10・5	マーズレンS配合顆粒 1.5g 【内服】1日3回毎食後	2	14	63	28	
3	1	10・5	10・5	アクトネル錠17.5mg 2錠 1錠 【屯服】医師の指示通り(1回1錠服用) 【内服】1日1回起床時	77 153	2 1	10 24	154 153	
摘要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 用法も審査員により修正 </div>								

【再審査における保険者からの疑義】

アクトネル錠17.5mgは服用が屯服で「医師の指示通り」となっていますが、屯服での算定はいかがでしょうか。
 用法は「1週間に1回起床時」と定められています。内服薬調剤料の算定でいかがでしょうか。

【再審査の結果】

アクトネル錠17.5mgの用法不備のため内服薬調剤料10点へ査定。
 アクトネル錠17.5mgの用法は、原則「1週間に1回起床時」と定められています。屯服で処方された処方箋を受け付けた場合は、処方元の医療機関へ疑義照会等にて正確な服用方法に訂正・変更してもらいましょう。
 「医師の指示通り」「用法口授」「必要時」等の服用方法は保険診療になじまないとされており、返戻や査定の対象となります。